江戸川区人権・男女共同参画推進情報誌
No. 14

Colorful カラフル

Colorful（カラフル）とは、一人ひとりの違った個性（色）が発揮される社会を表しています。

特集 こども×人権×リスク

SDGs未来都市
EDOGAWA

CONTENTS

▶人権は「あとづけ」ではない―教育の中心にフェミニズムを　星野 俊樹さん
▶こどものサバイバーに、包括的性教育はなにを手渡せるか　あかた ちかこさん
▶子どもの権利を守る取組／江戸川区の子どもに関する相談窓口
▶PICK UP CULTURE

特　集

こども×人権×リスク

こどもにとって重要な教育と居場所を取り上げた 2 つの寄稿を中心に
こどもの人権とこどもを取り巻くリスクについて考えていきます。

人権は「あとづけ」ではない
―教育の中心にフェミニズムを

星野 俊樹（ほしの としき） さん

1977 年生まれ。京都大学大学院教育学研究科修了。出版社勤務の後、小学校教員に転職し、教員を 20 年間勤めた。現在は教員を退職し、フリーランスとして、自身がこれまで行ってきたジェンダー教育実践についての発信活動を行っている。著書：『とびこえる教室―フェミニズムと出会った僕が子どもたちと考えた「ふつう」』（時事通信社）

「子どもの尊厳はどこへ行ったのか」。学校にはいま、技能や効率が優先され、子どもの権利や声が置き去りにされる場面が少なくありません。対話の技法だけが先行し、背景にある歴史・人権・ジェンダーの視点が共有されなければ、民主主義教育は形骸化します。家父長制や有害な男性性がもたらす社会の歪みを見つめることなくして、民主主義教育は成立しません。教育の土台を、もう一度「尊厳」に取り戻す必要があります。

教育の中心に人権を

子どもの人権について考えるとき、私たちはつい「子どもは未熟だから守られる側」という前提に立ってしまいがちです。しかし本来、子どもは今を生きる一人の人間であり、自分の意見をもつ権利や、それを尊重される権利を当然ながらもっています。学校は、その権利が日々のなかで息づく場所であってほしいのですが、現実には、規律や効率が優先され、子どもの声がかき消されてしまう場面も少なくありません。

学校の教育目標を見ても、その傾向は表れています。多くの学校で掲げられているのは、「21 世紀型能力」「ICT スキル」「コミュニケーション能力」「自立・自律」といった言葉です。もちろん、これらが大切でないと言うつもりはありません。ただ、人権や尊厳、多様性というものを教育目標の中心に置き、それらの重要性を明確に掲げる学校が、驚くほど少ないことが気になります。社会が「役に立つ人材」を求めるほど、学校もその方向へと流れてしまいますが、子どもは取り替えのきかない存在です。本来は、技能よりも先に、その子自身の尊厳が大切にされるべきだと思うのです。

優先順位がどこかで反転してしまっているのではないか。そう感じることがあります。一人ひとりが自分らしく生きられる土台があってこそ、社会は豊かになっていくはずです。逆に、個人の自由や尊厳を後回しにして経済成長だけを追いかけても、そこに人の幸せは宿りません。ところが実際には、ジェンダーやフェミニズムといった視点を取り入れた教育は「余

裕があったらやるもの」と扱われがちです。けれども、ジェンダーはあらゆる社会課題と深く結びついています。本当は、教育の中心に置かれるべきテーマなのではないでしょうか。

学校も教師も政治と無縁ではいられない

　また、もちろんすべての学校がそうではありませんが、多くの学校で重視されている民主主義教育にも、気になる点があります。対話スキルやコミュニケーションの技法を学ぶ機会は増えましたが、人権や歴史について学び、ジェンダーや権力の構造を見抜くものの見方を学ぶ機会が保障されなければ、対話は形だけのものになりかねません。技法だけを学んだだけでは、子どもたちはポピュリズムや反知性主義に巻き込まれ、知らず知らずのうちに衆愚政治を支える主体になってしまう危険もあるのではないかと懸念しています。

　思い返せば、日本では人権教育に取り組む教師が「偏向している」と批判される風潮が長く続いてきました。しかし、学校も教師も政治と無縁ではいられません。校則のあり方、生徒指導、評価、教室でのふるまい―どれも権力の行使を伴い、そこには必ず政治性があります。教師が政治的であるとは、不平等や差別の構造をきちんと子どもたちと一緒に見つめる姿勢をもつことだと思うのです。

　だからこそ、学校教育にはフェミニズムの視点が必要だと感じます。教育を「平和をつくる営み」と考えるなら、暴力や支配の土台になっている構造を理解することは欠かせません。フェミニズムは誰かを敵にするための思想ではなく、人がより自由に、より対等に生きるための視点です。ケアや脆さ、相互に頼り合うことの大切さ。そうした価値観に光をあてることで、学校は子どもたちに本当の意味での生きる力を手渡せるのではないでしょうか。

星野俊樹, 2025,『とびこえる教室：フェミニズムと出会った僕が子どもたちと考えた「ふつう」』時事通信社

こどものサバイバーに、
包括的性教育はなにを手渡せるか

あかた ちかこ さん

1980年大阪生まれ。大学在学中に「エイズ予防」に出会い、同年代への予防啓発を始める。講演活動と並行して、若者やセクシュアルマイノリティ対象の相談業務に従事する中で、包括的性教育、コミュニケーション教育、ジェンダー、セクシュアリティといった分野に専門を広げた。Woman's Diary 元編集長。大阪市立阿武山学園専門講師、京都精華大学非常勤講師。

こどもって大変

去年の夏はあまりに暑すぎて、快適のためではなく生存のために、あれこれ工夫を凝らした人が多かったと思います。そんな中、まだ暑さも太陽も残る時間帯に、真っ赤な顔をして、ふらふらと歩いている、ランドセルを背負った小さなこどもを、何人も、何度も見かけました。下校時間なのでしょう。肩には大きな水筒をぶら下げてはいるのですが、あれは、朝にどれだけ満杯にして送り出しても、もう下校の頃にはからっぽになっているそうですね。大人だったらそんな時、近くのお店に駆け込むこともできるし、冷たい飲み物も気が済むまで買えるし、なんなら、緊急措置的にかちわり氷を買い込んで脇に挟み、一気に体温を下げることだってできる。そもそも、もうちょっと帰る時間をずらそうか、とか、今日はいっそ出かけるのをやめよう、とか、それなりに選択肢があるわけです。でも、こどもは、なにかいろいろな、でもつまりはほとんど大人の都合で、そういった緊急措置的判断は出来ず許されず（出来ないから許されない？許されないから出来るようにならない？）、不快どころではない「命の危険」に、少なくとも、大人よりは日常的に晒されているように見えます。

こっちのこどもも大変

わたしは、児童自立支援施設というところで働いています。施設によって幅があるのですが、うちは、小学5年生から中学3年生までの、いわゆる「触法・虞犯（犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある）」の児童と、「家庭環境等から生活指導を要する児童」が対象です。大人の刑務所とはちがって、刑罰ではなく、保護を目的とする理由は、「少年の可塑性」にあります。「可塑性」とは「未熟で変化に富む」ことで、だから、保護や教育による「更生」をめざすことが、社会にとっても本人にとっても利益になると考えられています。それはその通りだと思う（なんなら大人だって、たしかに「富む」というほどではないけど、おなじことなんじゃないの？と思っている）のですが、中でこどもたちの相手をしていると、「その可塑性こそが、彼らがここに送致された原因なんじゃないの？」と思うことがしばしばあります。児童自立支援施設に入所・通所しているこどもたちの中には、考えられないほど過酷な人生を送ってきたこどもが、それほど珍しくはありません。「だから悪いことをしても、しかたない」とは思いません。でも「自分もあといくつか、条件がちがっていれば、ここに居たんじゃないか」と考えます。大人でも、「朱に交われば赤くなる」と言われます。大人より、はるかに弱く、例えば逃げ出す自由も知恵もなく、世界は狭く、与えられたものが全て、みたいなやわらかいところに、まっくろな水が注ぎ続けられたら、どうなるか、という話です。

包括的性教育になにができるか

ちなみに、わたしはそこで、いわゆる「包括的性教育」というものをやっています。包括的性教育とは、これまでの「初潮と精通の話のみ」「避妊と性感染症予防の話のみ」のような唐突でピンポイントな性教育ではなく、「自分と相手を大切にする方法を学ぶ人権教育」と言われている、新しい性教育です。わたしたちは、かなり手厚めにそれを実施していますが、どうしてこうなったかというと、職員たちが卒業後に性のこと（望まないタイミングでの妊娠や、DV などなど）で悩んで相談に来る卒業生に会うことが珍しくないからです。「せっかくこんなところまで来たのだから」と、「自分の身体は自分のものである」と「自分のことは自分で決める」ということを話す中で、どうにか、他者はもちろん、自分への加害度を下げることができないかを、模索する日々です。いくら性教育が新しくなったところで、それをやれば、なにかがたちどころに解決したりすることはありません。それは、児童自立支援施設に入所・通所しているこどもの性教育に限った話ではなく、全ての教育、全ての援助に言えることだと思います。魔法はない。でも、我々援助者は、その人の世界の一部になることはできて、それこそが、人に、人の未来に関わる正道のような気がします。

子どもの権利を守る取組

子どもの権利を守るため、江戸川区が行っている取組を紹介します。

江戸川区子どもの権利条例の制定

子どもは、生まれたときから 大切な権利 を持っています。その権利を江戸川区全体で守っていくために、この条例ができました。

江戸川区子どもの権利擁護委員

子どもの権利を守るため、子どもからの相談を受け付け、手助けをする専門機関です。

相談方法 電話 **0120-301-123**
又はメールフォーム

受付時間 火曜・木曜 13:00 ～ 18:00
土曜 10:00 ～ 15:00
※年末年始・祝日は休みです。

4つの大切な権利

- 自分らしく成長できる
- 意見を表して考えてもらうことができる
- 差別を受けない
- 最もよいことを考えてもらうことができる

江戸川区の子どもに関する相談窓口

子どもの人権に関することなどについて、子どもの権利擁護委員のほか、以下の窓口でも相談できます。※ 24 時間対応の窓口を除き、相談日は祝日・年末年始を除きます。

いじめなどの相談窓口　こどもの人権 110 番（電話・メール・LINE 相談）／こどもの人権 SOS ミニレター

■ こどもの人権 110 番

こどもをめぐる人権問題に関する相談について、法務局の職員又は人権擁護委員がお受けします。
こどもだけでなく、こどもに関する悩みをお持ちの大人の方々も利用可能です。

☎ **0120-007-110**
（月～金　8:30 ～ 17:15）
※メールや LINE でも相談できます。

法務省 HP

はあとポート　江戸川区児童相談所／江戸川区こども家庭センター

子どもとその家庭（妊産婦を含む）のことやヤングケアラーに関することも相談できます。

☎ **03-5678-1810**
（月～土　8:30 ～ 17:00）

こども家庭センター

■ 児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ **189**
（24 時間対応）

■ 児童相談所相談専用ダイヤル

☎ **0120-189-783**（いちはやく　おなやみを）
（月～土　8:30 ～ 17:00）

児童相談所

江戸川区教育相談

■ いじめ電話相談

☎ **03-3654-7867**
（月～金　9:00 ～ 16:30）

■ 教育電話相談

☎ **03-3655-8200**
（月～金　9:00 ～ 16:30）

教育相談

警視庁ヤング・テレホン・コーナー

ご家族のこと、いじめのこと、犯罪のこと、「闇バイト」に関すること、薬物に関することなどについて相談できます。
20 歳未満の方に限らず、ご家族や学校関係者の方々からも受け付けております。

☎ 03-3580-4970
（24 時間対応）

警視庁 HP

PICK UP CULTURE

マンガ

そうなんだ！子どもの権利

著者・イラスト：手丸 かのこ
監修：渡辺 大輔　**発行：**子どもの未来社

子ども自身の権利について、SNS、校則、友達など 15 のケースと 3 つのロングストーリーから考えていきます。子どもの権利条約などについても触れており、保護者の方にもおススメです。

ジェンダー入門書

これからの男の子たちへ

「男らしさ」から自由になるためのレッスン

著者：太田 啓子
発行：大月書店

男の子が有害な「男らしさ」にがんじがらめにされないための子育て論ですが、子どもと接する大人にこそ大事な視点が満載です。今号の寄稿者である星野俊樹さんとの対談も収録されています。

子どもと読める

こどもジェンダー

著者：シオリーヌ（大貫詩織）　**監修：**松岡 宗嗣
絵：村田 エリー　**発行：**ワニブックス

未就学児の読み聞かせでも活用できるほど分かりやすい内容で、自分も相手もイヤな気持ちにならないためにはどうすれば良いか、具体的なアイデアが満載の一冊です。

子どもを知る

しまおまほのおしえてコドモ NOW！

著者：しまお まほ
発行：小学館

「子どもの目線」でもなく「大人の目線」で分析するでもない“普通”の子どもたち 36 人との対話を通じて「コドモの今どき」を考えていきます。続編「しまおまほのおしえて！ミュージシャンのコドモ NOW！」もあります。

小説

セバット・ソング

著者：谷村 志穂
発行：潮出版社

実在の児童自立支援施設を取材して書かれた北海道が舞台の物語。施設に入所した兄妹、施設の職員たちとその家族を軸に展開していきます。

マンガ

こどもせいきょういくはじめます

著者：フクチ マミ、村瀬 幸浩、北山 ひと美
発行：KADOKAWA

小学校低学年から読める「プライベートパーツ」の話から同意・不同意など人権に関わる考え方まで取り上げている、大人も一緒に学べる性教育入門書です。

実用書

男性の性暴力被害

著者：宮﨑 浩一、西岡 真由美
発行：集英社新書

男性の性暴力被害の深刻さへの認識が進むなかで、男児・男性の性暴力被害の実態、その心身へ及ぼす影響、回復と支援までを考えていきます。こどもが直面するリスクとして知っておきたい情報です。

人権・DV・配偶者暴力の相談窓口のご案内

※相談日は祝日・年末年始を除きます。

人権について

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

月〜金　8:30 〜 17:15
☎ 0570-003-110（ナビダイヤル）

Tokyo LGBT 相談

▶電話相談　火・金　18:00 〜 22:00
☎ 050-3647-1448

▶LINE 相談　月・水・木　17:00 〜 22:00
（最終受付 21:30）　LGBT 相談@東京

▶事業者の方向け　火・金　10:00 〜 17:00
☎ 050-3138-4011

東京都人権プラザ

月〜金　9:30 〜 17:30
☎ 03-6722-0124
☎ 03-6722-0125

DV・配偶者暴力について

江戸川区配偶者暴力相談支援センター

対象：区内在住、在勤、在学の方
月〜金　9:00 〜 17:00
☎ 03-5662-1526

江戸川区 DV 相談室

対象：区内在住、在勤、在学の方
※面接は予約制、男性相談は電話のみ
月〜金　9:00 〜 17:00（最終受付 16:00）
☎ 03-6638-8537

男性のための悩み相談（東京ウィメンズプラザ）

相談日：月・水・木　16:00 〜 20:00
　　　　土　13:00 〜 17:00
☎ 03-3400-5313
対面での相談も行っています（要予約）

ハラスメントについて

江戸川区ハラスメント相談支援窓口

対象：区内在住、在勤、在学の方
適切な相談先をご案内します。
月〜金　8:30 〜 17:00
☎ 03-5664-6559

人権・男女共同参画推進センターのご案内

※相談日は祝日・年末年始を除きます。

大人のなんでも相談

夫婦・親子の問題などの解決に向け、ご相談の内容に応じて適切な窓口を紹介いたします。法的な判断を必要とする問題に対し弁護士が助言や情報提供します。

相談日：月〜金・第３土曜日　8:30 〜 17:00

法律相談（予約制）

「LGBTQ」、「離婚・DV 等」の法律相談

対　象：区内在住、在勤、在学の方
概　要：面接・オンライン相談・週３回 / １回１時間
相談日：ホームページで詳細をお確かめください。

女性弁護士による法律相談

対　象：区内在住、在勤、在学の方
概　要：面接・オンライン相談　１回 30 分
相談日：ホームページで詳細をお確かめください。
予約受付：当月１日午前８時 30 分からとなります。
閉庁日と重なった場合は、翌開庁日からとなります。
相談啓発係　☎ 03-6231-8150

ひとり親相談室すずらん

子育てや生活に関する内容から就業紹介まで、専門の相談員がワンストップで相談に応じます。

相談日：月〜金・第３土曜日
　　　　9:00 〜 17:00
☎ 03-6638-8085

同性パートナー関係申出書（予約制）

同性パートナー関係のお二人からの申出書を受領し、カード型の受領証を交付しています。

予約受付：月〜金　8:30 〜 17:00
相談啓発係　☎ 03-6231-8150

人権・男女共同参画推進センター

所在地　瑞江 2-9-15

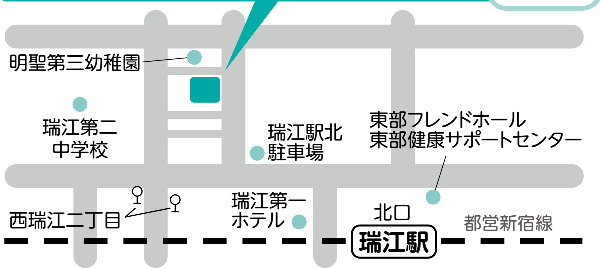

2026 年 3 月刊行　江戸川区 総務部人権・男女共同参画推進センター相談啓発係　TEL: 03-6638-8089　FAX: 03-6231-8171　取材・編集 街活性室株式会社